

舎人公園千本桜まつり物産展出店要領（様式5）

1 日 時

令和2年4月4日(土)・5日(日) 午前10時～午後4時

2 会 場

都立舎人公園（足立区舎人公園1-1ほか）

3 主 催 者

一般財団法人足立区観光交流協会・足立区

4 出店資格

応募者は、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 区内商工業者や町会・自治会などの区内在住・在勤・在学の方で構成された団体であること。
- (2) 出店責任者とその従事者が、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

5 申込方法

- ・提出書類 出店申込書 従事者名簿
- ・提出期限 令和2年2月4日(火) 必着
- ・提出方法 持参・郵送・FAX
- ・提出先 一般財団法人足立区観光交流協会事務局
120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所内 南館4階
TEL3880-5853 FAX3880-5769

6 従事者名簿の提出

東京都暴力団排除条例の施行により、提出いただいた名簿を基に「出店責任者とその従事者」が暴力団関係者でないことを警察に照会いたします。なお、「出店者」が暴力団関係者であると判明した場合は、出店を取消といたします。**令和2年2月5日(水)以降の従事者名簿の変更はできません。**当日、身分証明書の提示による従事者の確認を当職員が行う場合があります。従事者名簿に記載されている従事者以外の方または、身分証明書をお持ちでない方は従事の取り止めもしくは、出店の取消といたします。また、虚偽の報告を行っている
と主催者が認めた場合は、当要領16(1)と同様といたしますので、あらかじめご了承ください。

7 選定方法

応募者多数の場合は、主催者による抽選にて出店者を決定いたします。

ただし、出店資格の審査、出店内容等を考慮の上、出店者を選定する場合があります。あらかじめご了承ください。

8 結果通知

応募者には文書にて当落の結果を通知します。（2月中旬頃発送予定）

当選した団体は、事前説明会にご出席ください。

9 事前説明会および出店場所の抽選会（当選団体のみ）

出店日、および出店場所は抽選会により決定します。詳細については以下のとおりです。

日時	令和2年2月26日(水) 午後3時30分～午後4時30分(予定) 午後3時15分から受付開始
会場	あだち再生館(足立区中央本町2丁目9番1号)2階 多目的会議室
内容	・臨時出店に伴う食品衛生に関する説明 ・車両の搬出入経路及び駐車場についての説明 ・出店場所を決定する抽選会
その他	1) 都合により当説明会にご出席いただけない場合、出店場所につきましては主催者にて決定させていただきます。 <u>ご出席いただけない場合は、必ず事前に担当までご連絡ください。</u> <u>ご連絡のない場合は、出店キャンセルとみなしますのでご了承ください。</u> 2) 車でご来庁の場合、駐車料金は有料となります。あらかじめご了承ください。

10 出店料

- (1) 出店料は、1テントにつき20,000円(2日間)です。
- (2) 出店料のお支払については、当選団体に後日ご連絡いたします。
- (3) 荒天等により4日(土)、5日(日)の両日中止となった場合のみ、主催者が決定する額について返還いたします。4日(土)、5日(日)のどちらか一方が開催された場合には、返還いたしません。ご了承ください。

11 販売品目

販売することができる物品は、以下のものとします。

- (1) 保健所が販売を認める飲食物
- (2) 貴金属等の高価なものを除く物品
- (3) 販売許可を要しない物品
東京都青少年健全育成条例に指定された不健全指定がん具類(通称エアガン)刃物は販売不可。(別添資料参照)

12 飲食物の取り扱いについて

管轄保健所の事前審査で認められた品目以外の販売はできません。主催者が一括して「出店申込書」の写しを保健所に送付し、個々の出店者ごとに事前審査が行われます。審査により認められなかった品目があった場合、主催者より連絡いたします。

- (1) 食べ物の原材料および管理には十分注意して常に新鮮なものを使用してください。
- (2) 食品の事前調理・長期保存は避け、仕込み行為は衛生的な場所で当日行ってください。
- (3) 生もの(刺し身、すし等)や生クリームの取り扱いは禁止します。
- (4) 基本的に加熱処理をしていない飲食物の提供は一切禁止します。
- (5) 調理に使用する水と食器洗浄用の水は明確に区別してください。
- (6) プロパンガスは必要に応じて各自ご用意ください。火気の管理には十分注意してください。(消火器は主催者が準備します)当日は、消防署による立ち入り検査が実施されます。
- (7) 手・指を消毒するための消毒用薬品を備えてください。
- (8) 食材・調理品・調理場付近を無人にすることがないように、常に注意してください。

ひとつのテントで調理加工できるのは原則 1 品目までとし、令和 2 年 2 月 5 日(水)以降の出店内容の変更は認めません。

加温、小分け等も「調理加工」にあたります。包装された食品をそのまま販売する場合のみ「販売」になります。

詳細は別添の資料「行事に出店し食品を提供される皆様へ」をご参照ください。

ご不明な点は保健所にお問い合わせください。

【お問い合わせ】足立保健所生活衛生課 食品保健係 03 - 3880 - 5363

食品監視係 03 - 3880 - 5364

どちらの係でも食品の取り扱いについてのご相談を受け付けています。

13 設 備

- (1) テント 間口 3.6m × 奥行 2.7m カラーテント
- (2) 机 1 テントにつき 2 台 (幅 180cm × 奥行 45cm × 高さ 80cm 程度)
- (3) 椅子 1 テントにつき 4 脚
- (4) 給水 出店者持参または会場内の水道を利用
- (5) 消火器 主催者が準備します。(火気(プロパンガス)使用テントのみ)
- (6) 電源 主催者が準備します。

ジェネレータ(小型発電機)等の自前持込は禁止します。電源設備は、主催者側で用意します。(事前の申込書で使用するとした団体のみ。)

主催者が設営するテント以外の使用は認めません。

所定の数量を超える机・イス等の備品は、ご用意しません。また、当日追加の貸し出しも一切行いません。

14 搬 出 入

(1) 時間

搬入 午前 7 時 30 分から午前 9 時まで

車両は午前 8 時 30 分までに入场してください。

搬出 午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

搬出入の時間・経路を厳守してください。なお、搬入・搬出時間につきましては、当日の状況により変更する場合があります。

車両の搬出入については、資材の積み降ろしなど必要最小限にとどめ、速やかに会場の敷地外に退去願います。

当日、早めに営業を終了した場合でも来場者の安全確保のため搬出時間よりも前に車両を会場内に入れることは出来ません。

車両進入禁止区域には絶対に乗り入れないでください。

(2) 車両

会場内に乗り入れ可能な台数は、1 テントにつき 1 台です。

所定の通行証を後日交付します。搬出入口通行の際に警備員に通行証をご提示ください。通行証のない車両は会場内に入れません。

(3) 駐車場

1 テントにつき 1 台までは指定の駐車場に駐車可とする予定です。通行証のない車両は駐車場内に入れません。駐車場の場所については、別紙案内図(後日送付)をご参照ください。

指定の駐車場以外での駐車はできません。

通行証は駐車場の確保を保証するものではありません。駐車場が満車となった時など駐車できない場合があります。あらかじめご了承ください。

(4) 留意事項

会場内では人身事故・物損事故のないよう注意願います。タイルブロック・芝生・透水管・光ファイバーケーブル等の会場施設に損害を与えた場合には実費にて原状回復していただきます。

場内放送用のケーブル線、電源供給のための電線に接触しないよう頭上に十分、注意のうえ通行願います。物損事故発生の場合は実費弁償していただきます。

会場周辺への路上駐車は絶対にしないでください。違反車両については直ちにレッカー移動措置を警察に依頼します。

15 物品管理

- (1) 出店の準備と撤収作業は当日にお願いします。
- (2) 物品の管理は各出店者の責任となります。紛失・毀損した場合等の責任は負いません。特に2日間出店する場合、盗難や荷崩れ、侵入者による盗難・悪戯等を防止するために十分配慮願います。貴重品・高級品などはお持ち帰りいただくことをお勧めします
- (3) 食材関係については、すべてお持ち帰りください。調理器具も、やむを得ない場合を除いて出来る限りお持ち帰りをお願いいたします。会場内に残す場合は、万全の注意をお願いいたします。
- (4) テント内の後片付け・清掃は念入り行い、原状復帰をお願いします。
- (5) 物品撤去、清掃後はテントの幕を全て張り、侵入できないようにしてお帰りください。

16 その他の注意事項

- (1) 円滑なイベント運営のため、主催者からの指示にはただちに從ってください。指示に從わない場合には、その場で出店許可を取り消す場合があります。その際、出店料は返還しません。また、出店者の仕入れやその他経費等について、主催者は一切負担しません。次回以降の足立区観光交流協会が主催するイベントへの出店は認めませんので、ご注意ください。
- (2) 保健所および消防署から不備を指摘された場合にはただちに是正してください。指導に從わない場合は出店許可を取り消します。
- (3) イベントの趣旨から逸脱するような販売行為、販売数量等をご遠慮下さい。
- (4) 主催者が用意したテーブル1台分(幅45cm)のテント前面スペースのみテント外の販売を認めます。テント側面、背面での販売は認めません。
- (5) 売り歩きや各自のテント前以外でのピラ配りなどの営業行為は禁止です。
- (6) テント内での喫煙及び飲酒はおやめください。近年、来場者から出店者の喫煙及び飲酒に対し、ご意見等が多数寄せられています。
- (7) 搬出時間に影響が出ますので、営業時間は厳守してください。
- (8) テントの高さをはるかに越える看板やのぼり等、過剰な広告掲示をご遠慮ください。
- (9) テントから出たごみ及び出店者が出したごみは、各開催日ごとに出店者が責任をもってお持ち帰りください。
- (10) 廃棄される可能性があるものはプラスチック製品の使用をできる限り控え、紙製容器などを使用することで環境への配慮をお願いします。
- (11) 出店に関する権限について、他の者に転貸または営業委託、若しくは名義貸し等をすることは禁止いたします。
- (12) イベント当日、来場者もしくは出店者同士のトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。
- (13) 原則、出店責任者は出店場所に常駐し、緊急時には主催者と連絡が取れる体制を整えてください。
- (14) 火気(油)を使用する団体は、床をブルーシート等で養生するようお願いいたします。
- (15) 出店許可の取消が行使された場合、出店者の仕入れや、その他経費等の一切につき、主催者は負担いたしません。

17 雨天時の対応

- (1) 出店の判断は各出店団体で決定してください。但し、出店を取りやめた場合でも、各種イベントが行われている場合、出店料は負担していただきます。
- (2) 出店を取りやめる場合は、必ず当日8:30までに下記の携帯電話まで連絡をしてください。 連絡先 090 3215 9140 (物産展開催日のみ)
- (3) 天候等に関わりなく出店者の仕入、経費等の一切を負担しかねますのでご容赦ください。

18 賠償責任保険加入のお願い

出店を希望する団体・企業で、賠償責任保険未加入の場合は、加入をお薦めします。賠償責任保険加入・未加入を問わず、出店者が原因による事故(食中毒や異物混入による怪我等)が発生した場合は、出店者がその責任を負い、当事者間で解決していただくこととなりますのでご注意ください。

19 問い合わせ先

一般財団法人足立区観光交流協会

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所内 南館4階

TEL 03-3880-5853 FAX 03-3880-5769

担当 木村・柳田